平成２９年（フ）第９８号
群馬県館林市松原３丁目９番地の８　根岸アパート
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７３３号
京都市伏見区向島庚申町28番地７　202号室
債務者　増崎　雅治
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
和歌山県田辺市湊35番12号
債務者　倉谷　一江
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２８６７号
大阪府高槻市北柳川町９番５号　Ｆハイツ富田104号
債務者　長岡　雅之
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４１号
大阪市城東区放出西２丁目17番７号　Ｂ－102
債務者　多田羅和美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８０号
大阪府枚方市東中振１丁目52番９号
債務者　青木　　守
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３５号
大阪市西成区橘３丁目18番17号
債務者　京谷　晴美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６１号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―313号
債務者　五十嵐　薫
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２７号
大阪市住吉区大領４丁目14番３―401号
債務者　ローズ亮子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８７号
大阪市中央区東心斎橋１－７－３－306、住民票上の住所大阪府箕面市西小路３丁目11番３号
債務者　片山　純子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０２号
大阪府高槻市竹の内町19番４号
債務者　生島千代美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２１４号
大阪市西成区花園北２丁目３番３―308号
債務者　深井　　寛
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２９号
大阪市中央区松屋町住吉２番９―205号
債務者　山田　紗代（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―805号
債務者　中越　秀毅
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３８号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1302号
債務者　田島　和彦
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４２号
大阪市住吉区上住吉２丁目２番26号
債務者　大田　邦彦
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４３号
大阪市旭区今市２丁目３番21―903号
債務者　靏本　清正
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部